

嬉野市道の駅等の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 国が設置する休憩・情報発信施設と連携し、道路利用者に良好な休憩の場、道路情報等を提供するとともに、観光等の地域情報の発信により市民と来訪者との交流を促進し、地域の振興及び活性化を図るため、また、嬉野温泉駅利用者の利便性の向上のため、道の駅（国道区域を除く。以下同じ。）及び嬉野温泉駅周辺施設（以下「道の駅等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅等の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うれしの まるく
- (2) 位置 嬉野市嬉野町大字下宿 地内

(道の駅)

第3条 道の駅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 観光・交流施設
- (2) 交通広場
- (3) 公園
- (4) 電気自動車用急速充電施設その他前3号に附帯する施設

(嬉野温泉駅周辺施設)

第4条 嬉野温泉駅周辺施設に次に掲げる施設を置く。

- (1) 交通広場
- (2) 駐車場
- (3) 緑地
- (4) 前3号に附帯する施設

(開館時間)

第5条 道の駅等の開館時間は、規則で定める。

(休館日)

第6条 道の駅等は年中無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(事業)

第7条 道の駅等において行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事業

- (2) 道路情報及び観光情報並びに地域情報の発信及び提供に関する事業
 - (3) 市民と来訪者との交流の促進に関する事業
 - (4) 嬉野温泉駅利用者の利用促進に関する事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅等の設置の目的を達成するために必要な事業
- (行為の禁止)

第8条 道の駅等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
 - (2) 施設、設備等を毀損し、又は滅失するおそれがある行為
 - (3) 政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる行為
 - (5) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - (6) 前条に掲げる事業の実施に係るものを除き、車両を長時間継続して駐車する行為
 - (7) 利用者の妨げとなる集会その他の行為
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障となる行為
- (利用の許可)

第9条 別表第1に掲げる道の駅等の施設（電気自動車用急速充電器を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、道の駅等の管理又は運営上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道の駅等の利用が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の内容を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 天災地変その他の避けることができない理由があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が道の駅等の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた利用目的以外に道の駅等を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、市長が定める期日までに別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により道の駅等を利用できないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(販売手数料)

第13条 販売手数料の額は、別表第2に定める額のとおりとする。

2 市長は、第17条の規定により道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項に規定する販売手数料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料及び販売手数料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料（電気自動車用急速充電器の使用料を除く。）及び販売手数料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の利用)

第15条 利用者は、道の駅等の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第16条 市長は、道の駅等の入場者が、第8条各号のいずれかに該当する行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、その者に退場を命じ、又はその者の入場を拒絶することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に道の駅等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅等の開館時間を変更し、又は休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により、道の駅等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条、第10条及び第12条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第14条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年嬉野市条例第63号）の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第7条に掲げる事業に関する業務

(2) 道の駅等の利用の許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金の額)

第20条 第17条第3項の規定により読み替えて適用する第12条第1項に規定する利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(原状回復義務)

第21条 利用者は、その利用が終わったとき又は第10条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を

得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失により施設、設備等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理業務の開始等に伴う特例)

- 3 指定管理者が道の駅等の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、道の駅等の管理運営に関し当該指定管理者以外のものに対して行われた申請又は当該指定管理者以外のものが行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請又は当該指定管理者が行った処分とみなす。

別表第1（第9条、第12条、第20条関係）

施設名	区分		使用料
観光・交流施設	多目的交流 スペース	1区画	500円/時間
観光・交流施設 以外の施設（屋 外）（駐車場を 除く。）	1区画	平日	1日当たりの売上額の20%又は 3,000円のいずれか高い額の 範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 5,000円のいずれか高い額の 範囲で市長が定める額
	1街区	平日	1日当たりの売上額の20%又は 30,000円のいずれか高い額 の範囲で市長が定める額
		休日等	1日当たりの売上額の20%又は 50,000円のいずれか高い額 の範囲で市長が定める額
電気自動車用急速充電施設			1回（30分以内）につき500 円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。
- 4 観光・交流施設の1区画はおおむね10平方メートルを標準とし、観光・交流施設以外の施設の1区画はおおむね20平方メートルを標準とする。また、区画

数については、市長が定めるものとする。

- 5 利用者が複数の区画を使用する場合には、1区画当たりの使用料額に使用する区画数を乗じた額を上限額とする。

別表第2（第13条関係）

施設名	販売手数料
観光・交流施設	売上高の30%の範囲で市長が定める額

備考 販売手数料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。